令和７年度

相模原市立
もえぎ台小学校いじめ防止基本方針

もえぎ台小学校

令和７年４月

相模原市立もえぎ台小学校いじめ防止基本方針

【目指す子どもの姿】

○【確かな学び】
　自ら学びに向かい仲間とともに高め合う子。
○【豊かな心】
　自分も人も大切にし自ら考え行動する子
○【健やかな体】
　心と体の健康に関心をもち安全に生活する子。

【家庭・地域との連携】

・情報発信の強化
・教育懇談会の機会充実
・地域教育力の活用
・学校評価の充実
・安全安心システムの活用

・もえぎ台小 PTA、学校評議員会、青少年健全育成協議会、相武台こどもセンターとの連携

【校内組織】

いじめの防止対策について防止会議で検討し具体的事例の対応はケース会議を中心に行う。

【いじめ防止対策委員会】
校長・副校長・教務主任・児童支援専任教諭・養護教諭・支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ・学年主任・担任・青少年教育カウンセラー・他

【ケース会議】
いじめ防止委員会と外部関係者等

【関係機関との連携】

いじめの兆候が見られた時は、関係機関に積極的に情報提供を行い連携を図る。

・教育委員会
・青少年相談センター
・児童相談所
・相模原南警察署　　等

【いじめの未然防止】

（１）　児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくり、集団づくりを行う。
　　・児童理解　・公開授業の実施
（２）　全教育活動を通じて自己有用感を高める機会を増やしていく。
　　・なかよしタイム、外遊びタイム、人権教育、道徳教育の充実
（３）　家庭、地域と連携した取り組みを推進する。
　　・もえぎの教育を語る会　・いじめ防止月間の実施

【いじめの早期発見】

（１）日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。・休み時間の様子・日記指導　等
（２）定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。
　　・アンケートは年間２回　　個人面談は２回の予定
（３）児童や保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を作る。

【いじめへの対処】

（１）被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導する。
（２）教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関、専門機関との連携のもとで対応する。

１　いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調のもと、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

２　いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○ 組織名称：「もえぎ台小学校いじめ防止対策委員会」

○ 構 成 員：校長、副校長、教務主任、児童支援専任教諭、養護教諭、支援教育コーディネーター、学年主任、担任、青少年教育カウンセラー

○ 委員会の取組内容

① 学校長が招集し開催する。状況に応じて適宜開催するものとする。
② いじめの未然防止、早期発見の取り組みを企画する。
③ いじめへの対応を迅速かつ適切に行うため、対応について協議する。
④ 重大事態発生の際は、校内緊急対応チームとして機能する。

３　いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

（１）児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

①授業改善：一人ひとりを大切にしたわかりやすい授業づくりを目指す。
②居場所作り：話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニング

（２）学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。

①絆づくり：自主的な運営、異学年交流
②児童会活動：あいさつ運動、生活目標に向けた取り組み

（３）学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。

①人権教育の充実：自分の大切さとともに、他人の大切さを認めることの周知徹底を図る。
②道徳教育の充実：道徳の時間の確保。道徳の時間だけでなく、全ての教育活動の中で実践をする。

③福祉体験
④幼保、小、中学校や高校との交流

（４）いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
①校内研修：いじめについて、人権研修、道徳研修、情報モラル研修
②教職員向けチェックリスト等により、いじめ防止に対する取り組みの充実を図る。
③全校集会、学級活動における校長をはじめとした担当教員からの講話
④保護者会、懇談会においての啓発

（５）学校、ＰＴＡ、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
①学校評議員会や民生委員児童委員との情報交換会
②もえぎの教育を語る会で地域の方との情報交換
③こどもセンター運営協議会
②地区青少年健全育成協議会

４　いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

（１）日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
①休み時間や放課後の中での児童の様子
②日記、学級交換ノート、面談等により把握

（２）定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取組む。
①アンケートの実施　年間２回
②１学期 個人面談
③２学期 個人面談

（３）在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
①相談窓口の周知：青少年教育カウンセラー　毎週木曜日
直　通　電　話　　０４２－７４６－９０３９
さがみはら子どもSOSダイヤル　０４２－７０７－７０５３
ヤングテレホン　　０４２－７５５－２５５２
②青少年教育カウンセラー・学校教育課人権児童生徒指導班による校内巡視

５　いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

（１）被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。

①校内の「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報提供する。

②速やかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。

③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、関係機関へ協力や援助を求め削除等の措置をとる。

（２）教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

〇学校教育課 人権・児童生徒指導班
〇青少年教育カウンセラー
〇警察署相談窓口
〇民生委員児童委員
〇保護司
〇児童相談所、青少年相談センター南相談室

（３）対応手順

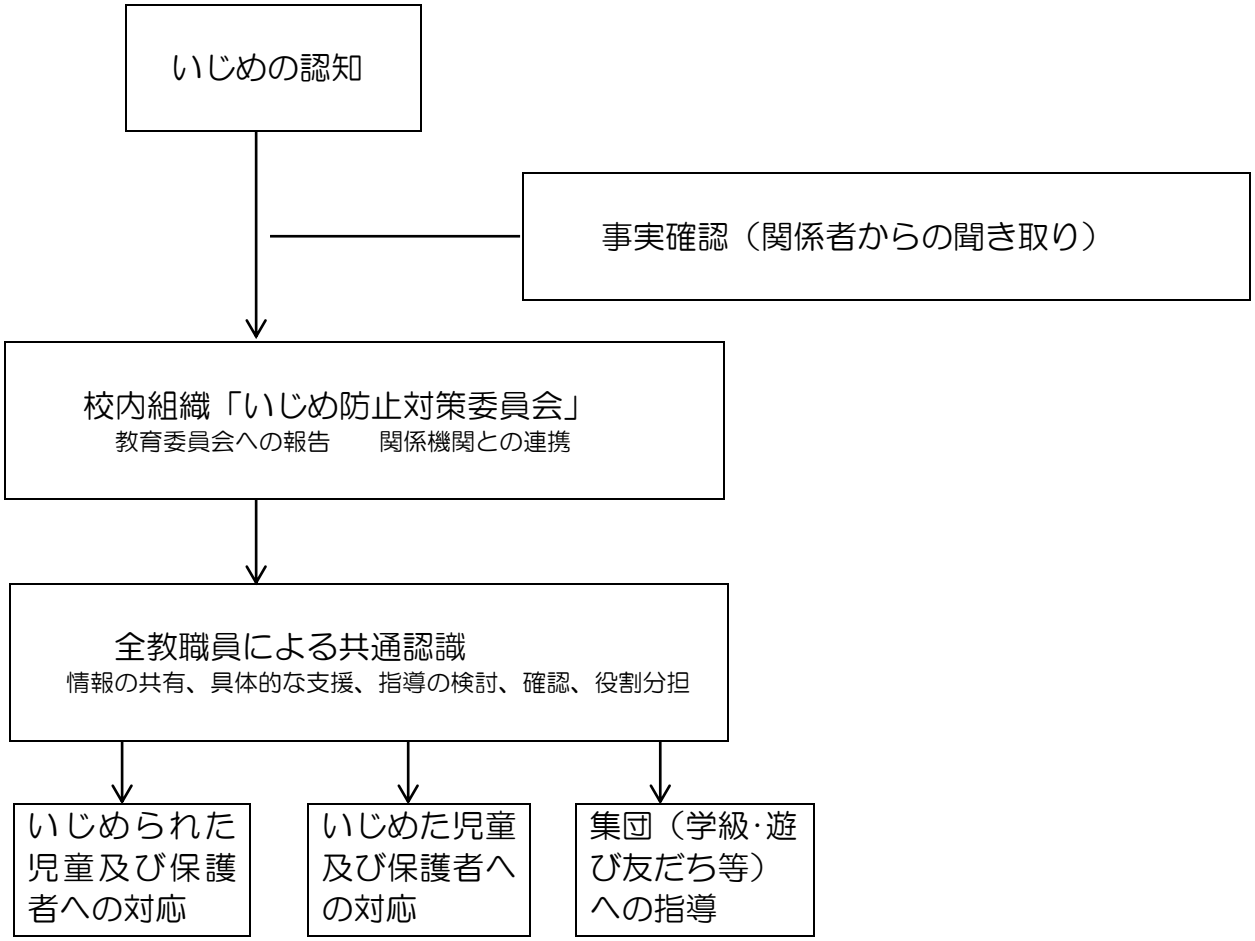

６　重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

（１）重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を実施する。
（２）教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。
（３）該当児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。